

金融系外国企業拠点設立補助金 利用案内

1 はじめに

この補助金は、金融系外国企業(*)が東京都内に拠点設立を行うに際し、必要な経費の一部を支援するものです。

* 資産運用業又は Fintech 事業を営む外国法に基づき設立された法人

2 補助対象となる日本法人等について

本事業の補助対象者は、金融系外国企業が、申請を行う年度と同一年度内に東京都内に設立する日本法人等(*1)となります。主な要件は、以下の通りです。(その他、いくつか要件があります)

- ① 拠点設立の計画確定前に、ビジネスコンシェルジュ東京（金融窓口相談員(*2)）及び都への事前相談を行っていること。
- ② 本補助金の対象となる拠点設立より前に、国内に拠点を設立していないこと。
- ③ 資産運用業者については運用拠点、Fintech 企業については研究開発拠点等、東京の経済活性化への貢献性が高いと都が認めた機能を有する拠点であること。

*1 金融系外国企業の設立する日本法人又は設置する支店

*2 金融に精通した、ビジネスコンシェルジュ東京の相談員。金融庁への登録申請等の相談、専門家への取次等を行う。

3 補助対象となる経費について

拠点設立の際に要する、以下の経費が補助の対象となります。ただし、税金や収入印紙等、官公署に支払う費用等は対象外です。

- ① 専門家への相談等経費
専門家（弁護士・行政書士・税理士・社会保険労務士等）に、金融商品取引業等のライセンス登録取得や法務・税務等について相談等を行う場合に支払う経費
- ② 人材採用経費
有料職業紹介会社に支払う経費

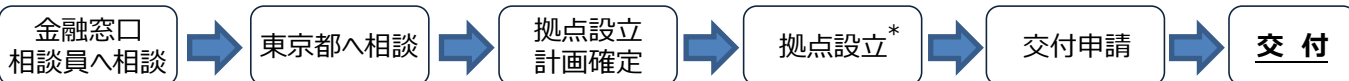
4 補助金額について

補助率：補助対象経費の2分の1以内

上限額：7,500,000円

5 交付申請について

交付申請までの流れ



*本補助金では、オフィス物件、登記、人材配置、業務の開始の各要件を全て満たした時点を拠点設立とみなします。

- ① 拠点設立の計画確定前に、ビジネスコンシェルジュ東京の金融窓口相談員に相談し、補助金の制度概要、要件等を確認してください。その後、東京都に対して相談を行ってください。(この事前相談では、自社の事業概要、設立予定の拠点の事業概要等を説明していただきます。)
- ② 拠点設立を行った年度内に、東京都戦略政策情報推進本部戦略事業部特区・戦略事業推進課へ交付申請してください。申請は1回限りです。
- ③ 補助金の交付決定については、書面により通知します。

6 補助金の支払いについて

補助金の支払いは、経費の支払いを確認した後に行います。

支払いを確認する際に、領収書等に加え、必要に応じて、契約書や請求書等を見せていただく場合があります。

7 注意事項

・補助金の交付を受けた者は、設立した時点の属する年度の終了後2か年度（設立した時点の属する年度の翌々年度の末日まで）が終了するまでの間、以下の義務を負います。

- ① 東京都内での事業継続義務
- ② 各年度の事業活動の報告義務
- ③ 代表者・住所変更等の変更届出義務

・補助金を受け取った場合、会社名、補助内容等が公表されることがありますのでご了承ください。